

那覇市教育委員会教育長 宛

就学援助・小学校入学準備金について、裏面【注意事項】及び【承諾・委任】の内容を確認し理解したので申請します。

提出年月日 令和 8 年 4 月 1 日				那覇市 住所 泉崎 1-1-1 泉崎アパート 101													
申請者署名 (保護者名)		那覇 太郎						電話番号		090-1234-5678				生活保護世帯は ☒			
振込先	※保護者名義の通帳又はキャッシュカードの写しを申請書に添付してください。														店番号		
	金融機関名	沖縄 銀行 信金・農協						支店名		泉崎 支店 出張所				1	1	1	
	口座番号	普通	1	2	3	4	3	2	1	口座名義 (カタカナ)		ナハ タロウ					
住居状況 どちらかに ☒		☐ 持家 (親族宅等に同居している方や、賃貸借契約していない場合も含まれます)								☒ 借家(公営住宅含む) (賃貸借契約している方に限ります。契約書の写しを求めることがあります)							
① 小学生・中学生のみ記入 (私立学校・特別支援学校除く)	申請者 との 続柄	フリガナ 氏名						生年月日		学校・学年・職業		R8.1.1 時点 市外在住 ☒		モノレール・バス 通学者は ☒			
	子	ナハ ウミコ 那覇 海子						平 令 1・4・4		泉崎小 学校 1 年		☐		☐			
	子	ナハ ソラコ 那覇 空子						平・令 25・7・7		泉崎中 学校 1 年		☐		☐			
	子	ナハ シロウ 那覇 次郎						平・令 24・5・5		国県中 学校 2 年		☐		☒			
	自宅から学校までの片道 小学生 4 km以上、中学生 6 km以上で、公共交通機関利用者のみ ☒ する。 (後日領収書等の提出が必要です。)																
② 来年度 入学予定者	子	ナハ サブロウ 那覇 三郎						令 3・3・3		泉崎 小学校※		☐		※ 学校名は住所地の指定校名を記入 (隣接校選択制希望申請の結果に影響ありません。)			
								令 ・		小学校※		☐					
③ 世帯員記入欄 上記①②以外の同一世帯の方※裏面、注意事項3参照	申請者	ナハ タロウ 那覇 太郎						昭・平・令 60・6・6		会社員		☐		不明			
		ナハ ハナコ 那覇 花子						昭・平・令 61・9・9		パート		☐		不明			
	妻	ナハ イチロウ 那覇 一郎						昭 平・令 18・10・10		北冲大学 1 年生		☒		不明			
												☐		不明			
	父	ナハ ヨシオ 那覇 義男						昭・平・令 30・11・11		自営業		☐		不明			
		ナハ キク 那覇 菊						昭 平・令 35・12・12		無職		☐		不明			
	母	申請時において、那覇市外に在住のため、一郎の【住民票謄本】の提出が必要。															
【教育相談課の子ども寄添支援員 (SSW) への就学援助の認定結果の情報提供について】 子ども寄添支援員 (SSW) は困りごとを抱えた児童生徒の支援のため、関係機関と連携して、生活課題緩和に取り組んでいます。																	
情報提供について承諾する場合は ☒ ☒ 承諾する																	

【注意事項】

就学援助及び小学校入学準備金の申請については、**オンライン申請**が便利です。 《那覇市就学援助》
詳細は、右のQRコードを読み取りご確認ください。



なお、紙での申請は以下のとおりです。

【就学援助申請】学校の事務室又は教育委員会学務課へ提出（学務課へは郵送可）
・兄弟姉妹が小学校や中学校にいる世帯は、一枚にまとめて申請することができます。

【小学校入学準備金申請】教育委員会学務課へ提出（郵送可）
・令和9年度の小学校入学予定者（令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ）で、入学準備金を受けようとする場合は、**令和8年9月1日～9月30日まで※**に学務課へ提出。

※10月以降に、小中学生の兄弟姉妹の就学援助の申請と併せて小学校入学準備金の申請をする場合は、就学援助の申請のみの受付となります。（上記期限後の小学校入学準備金の申請は対象外となります。）

・令和8年度就学援助申請の手続き済みの世帯は、再度入学準備金の申請を行う必要はありません。

- 1 原則、保護者（親権者）が提出してください。受付の月が申請月となります。
- 2 児童生徒と同居している親権者以外からの申請については、別途委任状が必要です。（学務課へお問い合わせください。）
- 3 同一世帯とは、住民票が同一の者、婚姻継続中の配偶者、仕送り等のやりとりがあり生計が同一の者等を言います。該当する場合は、住民票を分けていても同一世帯となるため「③世帯員記入欄」への記入が必要です。
- 4 令和8年1月1日時点で那覇市以外に住民票のあった方は、住民票のあった市区町村より**令和8年度の所得課税証明書（令和7年中の収入額・控除額・税額の記載がある証明書）**の発行を受け、学務課へ提出してください。
- 5 同一世帯員で申請時に那覇市民以外の方は、本籍地・筆頭者・続柄の記載がある住民票謄本を提出してください。
- 6 申請書の記入漏れ、必要書類等の不備がある場合は、期限を定めて補正を求めます。
期限までに補正されない場合は、申請を却下しますのでご留意ください。
- 7 小中学生、来年度入学予定者、世帯員記入欄で枠が足りない場合は、新たな申請書を使用するなど2枚目以降にご記入ください。
- 8 兄弟姉妹の就学援助金の支給は受けず、小学校入学準備金のみの支給を希望する場合は、「支給費目に関する同意書」の提出が必要です。（学務課へお問い合わせください。）

【承諾・委任】申請に当たり、以下について承諾及び委任します。※小学校入学準備金は、4及び5を除く

- 1 援助金については、その支給目的の範囲にのみ使用することに承諾します。
- 2 就学援助の所得等審査及び支給事務のため、那覇市が保有する申請者及び世帯員全員の次の情報を関係機関から利用することを承諾します。〔（1）住民基本台帳 （2）所得及び課税関係 （3）生活保護関係 〕
- 3 認定後に、申請状況に変更がある場合は、変更届を速やかに教育長へ提出します。
- 4 学校給食費、修学旅行費の請求、受領を学校長へ委任します。
- 5 就学援助の申請及び認定結果等の情報を支給事務のため、学校へ提供することについて承諾します。
- 6 転出入の場合、必要に応じて他市町村と支給等の情報を受渡しすることに承諾します。
- 7 申請内容に虚偽または不正があった場合は、申請の却下、認定の取消し及び支給された援助金の返還を求められることに承諾します。
- 8 那覇市就学援助規則に規定する「援助金の返還」に未納がある場合は、援助金から差し引くことに承諾します。
- 9 認定の場合は、那覇市まなびクーポン事業のため、本市こども政策課へ対象学年の児童生徒の情報を提供することに承諾します。

学校又は市教委使用欄	受付日	受付者		受付場所		区分	入学準備金対象者 R2.4.2～R3.4.1 生		認定開始月
	／			学校 (	・ 市教委 学校)	要 ・ 準	有 ・ 無		月
市教委 使用欄	申請	口座	生保	住基	筆頭者	所得	確認①	確認②	
								／	